

第125回
定時株主総会

招集ご通知



開催日時

2025年12月25日（木曜日）午前11時

受付開始：午前10時30分



開催場所

中野セントラルパークカンファレンス
地下1階 ホールA・B

東京都中野区中野四丁目10番2号

中野セントラルパーク サウス

〔開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。〕



決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

株主の皆さんへ

お客さまに信頼され、
お客さまとともに成長できるよう、
「挑戦」をつづけてまいります。

代表取締役社長

高橋 俊泰



弊社は、1792年（寛政4年）に今津屋小八郎（福井家祖）が大阪の地で筆墨商として創業して以来、時代の声に真摯に耳を傾け、新しい商品を提供し、事務の合理化と能率向上を提案してまいりました。

新型コロナウイルスの流行をきっかけに、日本のオフィス事情は様変わりし、お客さまが求めるオフィス像も多種多様となり、どのようにオフィスを活用したいのかを的確に汲み取り、提案することが求められるようになりました。弊社は、このような変化に対応可能な「オフィスまるごと」を提案できる企業として、お客さまに寄り添いつづけてまいりました。

また、現在弊社ではオフィス環境のみならず、文教、福祉・医療などの幅広い分野でソリューションを提供しております。お客さまのニーズの変化をスピーディーに汲み取り、様々な知見を活かしたワンストップ提案を行う企業でありつづけたいと思っています。

私たちは創業の精神を忘れずに、目まぐるしく変化する時代の潮流を素早く読み取り、お客さまのお困りごとを解決するパートナーとして、社員一丸となり努力をつづけていく決意であります。これからもお客さまと向き合い、お客さまに信頼され、お客さまとともに成長できるよう、「挑戦」をつづけてまいります。

皆さまからの一層のご支援とご愛顧を賜りますよう宜しくお願ひ申しあげます。

証券コード 423A
2025年12月10日

株主各位

(本社事務所
大阪府東大阪市長田中三丁目5番44号
東京都中野区東中野二丁目6番11号)

株式会社 **ライオン事務器**
代表取締役社長 高橋俊泰

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.lion-jimuki.co.jp>



（上記のウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家の皆さま」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ライオン事務器」又は「コード」に当社証券コード「423A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権行使することができますので、株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2025年12月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

敬 興

記

① 日 時	2025年12月25日（木曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）
② 場 所	東京都中野区中野四丁目10番2号 中野セントラルパーク サウス 中野セントラルパークカンファレンス 地下1階 ホールA・B (開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
③ 目的事項	報告事項 1. 第125期（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第125期（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件
④ 議決権行使についてのご案内	・議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月25日（木曜日）

午前11時

（受付開始：午前10時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年12月24日（水曜日）

午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書	株主番号 ○○○○○○○○	議決権の数	XX 個
○○○○	御中		
XXXXX年 X月XX日	□□□□□□□□		
○○○○○○	(切取捺印)		
□□□□□□	○○○○○○○○		

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

・議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

事業報告 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の高関税政策の影響を受けやすい製造業の収益にかけりが見えたものの、非製造業では高い水準が維持され、情報関連インフラ等への投資も旺盛であり、国内景気は堅調に推移しました。また大阪・関西万博の開催もあり訪日外国人観光客数が過去最高を記録する等インバウンド需要も景気の押し上げに働きました。

一方、物価上昇はあらゆるところに影響を及ぼしており、先行きは依然不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループでは国内におけるワーカーの働く場への投資拡大および文教市場におけるGIGA端末の更新を受け、当連結会計年度の業績は前年実績を上回り順調に推移しました。

市場環境・業界動向に変化がある中、コロナ禍を経てオフィス回帰が本格化しています。Web会議やリモート会議が主流となり、個室ブース「DelicaBooth（デリカブース）type S」を中心とした商材が引き続き好評を得ております。またサステナビリティやSDGsへの取り組みとして再生材の有効活用を意識し、背・座シェルと脚端パーツに再生率100%の樹脂を使用した「スタッキングチェア No.1070シリーズ」等、環境負荷低減に貢献する商品開発を行っております。このほか、2027年に蛍光灯の製造・販売が中止になることを受け、LED照明への切り替え需要も多く見込んでおります。また、オフィス内の電源確保や災害時・緊急時の非常電源としても利用できるポータブルバッテリー「PoPoHu（ポポフ）」等の仕入商材も提案に取り入れ、時流に合わせた働く環境を複合的な面から継続的にサポートする「オフィスまるごと提案」を軸に営業活動を推進しております。

BtoC向け商材として、文具・事務用品では、趣味のコレクション整理等に使用する推し活向けアイテム「Fandes（ファンデス）」と「ポッケde整理A5判」を新たに発売し、幅広い世代をターゲットとして展開しております。

文教事業においては、GIGAスクール需要第1期で導入された端末の更新時期に入ったため、現在利用している端末の運用サポートやICT機器のリプレイス案件が中心となりました。GIGAスクール構想第2期の需要は翌連結会計年度にかけて継続する見込みです。また教員用端末や校務システムの更新も多くあり業績の下支えとなりました。

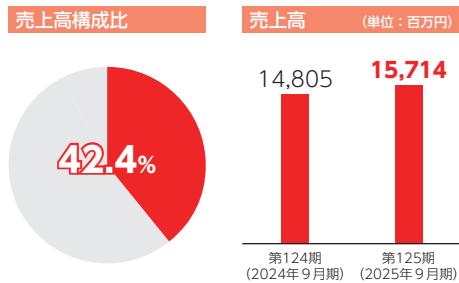
関西エリアにおいては、今期開設いたしました大阪プレゼンテーションルーム「soLid LABO（ソリッドラボ）」で「学校×LION」と題し、ICT機器だけない学校環境の提案を行うイベントを開催し、教育委員会に向けた訴求活動も行いました。少子化が進む中、あらゆる角度から提案の幅を広げてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高370億22百万円（前連結会計年度比6.1%増）、営業利益11億89百万円（前連結会計年度比9.1%増）、経常利益12億75百万円（前連結会計年度比9.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9億12百万円（前連結会計年度比19.7%増）となりました。

	第124期 (2024年9月期)	第125期 (2025年9月期)	前連結会計年度比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	34,894	37,022	2,128増	6.1%増
営業利益	1,089	1,189	99増	9.1%増
経常利益	1,168	1,275	107増	9.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益	762	912	150増	19.7%増

当社グループの事業ユニット別の販売の状況は以下のとおりです。

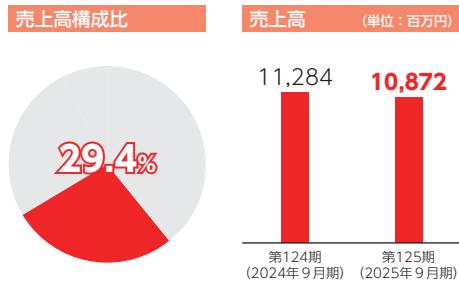
販売店事業



販売店事業におきましては、働き方改革やリニューアル需要を背景に、販売店との協業のもと、提案型営業を強化し活動してまいりました。特に快適で生産性の高いオフィス空間づくりを支援するため、オフィス家具の販売に加えて設計・施工・アフターサービスまでを一貫して行う体制の推進、EC事業であるナビリオンの推進、蛍光灯2027年問題に即したLED照明販売等、「オフィスまるごと提案」を展開してまいりました。

結果、当事業ユニットの売上高は157億14百万円（前連結会計年度比6.1%増）となりました。

エンタープライズ事業



エンタープライズ事業におきましては、文具・事務用品業界とは異なる大手パートナー企業との協業により、働き方改革およびエンゲージメント強化を織り込んだ「オフィスまるごと提案」を展開いたしました。ナビリオンを活用し新規顧客の開拓に取り組んだほか、仲長が見込まれる福祉医療施設向け市場においては、ユーザー特性に応じた多方面の商材を組み合わせることで、他社との差別化を図りました。

海外市場では当社のグローバルネットワークを活用し、文具・事務用品を販売するとともに、海外展開を目指す文具メーカーとも協業すべく新規開拓・販売促進にも注力いたしました。

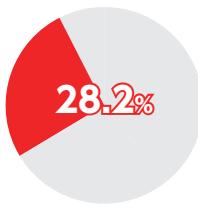
また、近年増加傾向にあるECサイト運営会社に対して積極的なアプローチを行い、商材の拡販活動を展開いたしました。

しかしながら、販売先の在庫調整の影響や、得意先のカタログ掲載品の見直しの影響等もあり、売上が減少した得意先もありました。

結果、当事業ユニットの売上高は108億72百万円（前連結会計年度比3.7%減）となりました。

文教事業

売上高構成比



売上高
(単位：百万円)



文教事業におきましては、校務DXや学校のセキュリティ対策の高度化などが呼ばれている中での既知の課題を解決すべく、現在利用している端末やICT機器の更新、GIGA端末の更新に向けた提案を行いました。

関東圏では、電子黒板や複数自治体での教育用端末の更新が、業績の下支えとなりました。また関西圏におきましては、校務システムや校務端末の更新、各学校ネットワークシステムの更新が業績の下支えとなりました。加えてGIGA端末の更新案件において、関東圏で1自治体・関西圏で3自治体からの受注を獲得したことが、大きく業績を引き上げる結果につながりました。

そして、少子化に伴う学校の統廃合が進む中、soLid LABOにて「学校×LION」と題した学校環境の提案イベントを開催し、ICT機器だけではないソリューションの訴求活動を行いました。また、クラウドシステム・学校の安全安心・不登校対策など、さまざまな切り口での提案活動も継続し努めてまいりました。

結果、当事業ユニットの売上高は104億35百万円（前連結会計年度比18.5%増）となりました。

EC事業

売上高構成比



売上高
(単位：百万円)



EC事業におきましては、ECプラットフォーム「ナビリオン(NAVILION)」での顧客基盤の拡大と利用促進を目指し、パートナーである販売店との関係強化とその取引先であるユーザーの獲得、および当社直販ユーザーへの提案を推進しました。

また、秋冬号と春夏号の年2回の新カタログ発刊を通じ、オフィスでのニーズに応える多彩な商品や、購買コスト削減に資する商材を訴求しました。また、季節に応じてのニーズを先取りして情報発信を行い、冬季の防寒対策商品や夏季における熱中症対策商品等に対する高い需要に応え、結果として生活用品や食品・飲料カテゴリが堅調に推移し売上に寄与しました。さらに顧客とのエンゲージメント向上を目的としたプレゼントキャンペーンの実施や、オリジナルノベルティの配布を通じ、サービスの周知と魅力を高める取組にも努めてまいりました。

結果、当事業ユニットの売上高は29億27百万円（前連結会計年度比6.0%増）となりました。なお、EC事業の売上高は、販売店事業、エンタープライズ事業及び文教事業の中に含まれています。

当連結会計年度の販売実績を事業ユニット別に示すと、次のとおりであります。

事業ユニット別	2024年度 (第124期)		2025年度 (第125期)		対前期 増減金額	対前期 比率
	金額	構成比率	金額	構成比率		
販売店事業	百万円 14,805	% 42.4	百万円 15,714	% 42.4	百万円 908	% 6.1
エンタープライズ事業	11,284	32.3	10,872	29.4	△411	△3.7
文教事業	8,804	25.3	10,435	28.2	1,631	18.5
合計	34,894	100.0	37,022	100.0	2,128	6.1
(内、EC事業)	(2,761)	(7.9)	(2,927)	(7.9)	(165)	(6.0)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. EC事業の売上高は、販売店事業、エンタープライズ事業及び文教事業の中に含まれております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ・当社
工具器具及び備品（社内PC端末一式等） 1億38百万円

(3) 資金調達の状況

当社グループは、必要に応じて資金調達を行っております。当連結会計年度の末日における借入債務の残高は11億61百万円となっております。

(4) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループは、社是にある「事務の合理化と能率向上に資するオフィスの環境づくり」の精神に則り、企業の繁栄と社会の福祉に貢献すべく、グループ連携による「製造」と「販売」の強化に取り組み企業価値を高めてまいります。

② 目指すべき経営

社会環境の変化を敏感に捉え、ビジネスモデルの変革を常に意識し、顧客との信頼関係の

維持と新たなパートナーシップの創出に努めることで、安定的に成長する経営を目指します。

③今後の対処すべき課題と対応策

企業価値の向上を目指すべく、以下を経営戦略として掲げております。

ア. 時代の変化に対応

働き方が大きく多様化した環境下、センターオフィスにおいてはこれまで以上にワンストップでの複合提案が求められます。メーカー機能と商社機能を駆使し、取引の継続を狙った「オフィスまるごと提案」を強化してまいります。また、ハイブリッドワークやリモートワークに対応した新商品開発にも引き続き注力してまいります。

イ. 新規取引の拡大

従来からのルート営業（販売店事業）に加え、大手パートナーや新規法人取引（エンタープライズ事業）拡大を図り新たな収益基盤の柱を構築してまいります。

ウ. 安定した収益基盤の確立

ECプラットフォーム「ナビリオン（NAVILION）」の機能強化やインサイドビジネスにも注力し、ストックビジネスによる安定した収益基盤を確立してまいります。

エ. 持続的な成長に向けたマーケティング戦略

社会環境がDX化やAIの導入へ向かう中、事業の効率化と生産性向上は必須です。営業支援ツールを活用し、付加価値の高い提案に努めてまいります。

オ. コーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長

社会に貢献できるモノとサービスを提供することで継続的に収益を拡大し、企業価値を向上させ、株主をはじめとした顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの強化と改善に努めることで、経営の健全性、透明性、効率性を確保し、持続的な成長を目指してまいります。

カ. 社員の待遇向上と働きがいのある職場環境の醸成

全社員が幸せを実感でき働きがいのある職場環境の整備や社員教育制度の拡充など、従業員エンゲージメントの向上に努めてまいります。また女性管理職を増やし活躍の場を積極的に提供してまいります。

上記の戦略に取り組むべく、経営資源を投入してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2022年度 (第122期)	2023年度 (第123期)	2024年度 (第124期)	2025年度 (第125期)
売上高 (百万円)	33,945	33,021	34,894	37,022
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	718	809	762	912
1株当たり当期純利益 (円)	24.06	27.11	25.52	30.55
総資産 (百万円)	23,551	23,344	23,275	25,056
純資産 (百万円)	9,865	10,666	11,424	12,226

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により計算しております。
 2. 第123期連結会計年度に表示方法の変更を行っており、「売上高」から控除して表示しておりました紹介報酬手数料等について、「販売費及び一般管理費」として表示しております。なお、第122期の財産及び損益の状況について、変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	2022年度 (第122期)	2023年度 (第123期)	2024年度 (第124期)	2025年度 (第125期)
売上高 (百万円)	33,239	32,114	33,944	36,114
当期純利益 (百万円)	701	687	666	848
1株当たり当期純利益 (円)	23.47	23.01	22.32	28.42
総資産 (百万円)	21,061	20,740	20,522	22,409
純資産 (百万円)	9,253	9,911	10,509	11,293

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により計算しております。
 2. 第123期事業年度に表示方法の変更を行っており、「売上高」から控除して表示しておりました紹介報酬手数料等について、「販売費及び一般管理費」として表示しております。なお、第122期の財産及び損益の状況について、変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サンライテック	100.0%	収納家具・会議テーブル・シュレッダー等の製造
株式会社ライオンロジスティクス	100.0%	当社グループ商品の配送・保管
LION OFFICE PRODUCTS, INC.	100.0%	文具・事務用品の米国国内販売及び輸出入
福獅事務機器股份有限公司	100.0%	文具・事務用品の台湾国内販売及び輸出
福獅办公用品貿易有限公司	100.0%	文具・事務用品の中国国内販売及び輸出入

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主な事業内容

当社グループは、当社と子会社5社で構成され、文具・事務用品、オフィス家具及び事務機器の製造販売、オフィス環境のデザイン・施工・内装工事、ICT機器の文教市場向け販売並びにeコマースを主な事業の内容としております。

当社グループの事業は、ターゲットチャネル及び組織体制毎を基礎とした事業ユニットで構成されており、グループ全体としては単一セグメントとなっております。

事業	事業内容
販売店事業	全国の文具やオフィス用品等を取り扱う販売店が主要な顧客であり、文具・事務用品、オフィス家具、事務機器等を販売しております。 なお、一部、官公庁等のユーザーに直接販売している取引もあります。
エンタープライズ事業	文具・事務用品業界とは異なる業種の大手パートナー企業との協業や、法人ユーザーとの直接取引、また、介護・福祉市場、海外市場向けの取引等により、商品（文具・事務用品、オフィス家具、事務機器等）を販売する事業であります。
文教事業	自治体・教育委員会を通じて、公立の小中学校へICT機器（パソコン、タブレット等）や保守業務等を、主に入札により販売しております。 自治体等に直接販売するケース以外に、リース会社等を経由して販売するケースがあります。
EC事業	ECプラットフォーム「ナビリオン（NAVILION）」にて、文具・事務用品、消耗品等を販売しております。

(8) 主要な事業所及び工場

① 当社

本社	東京都中野区
東京本店	東京都新宿区
大阪本店	大阪府東大阪市
西新宿オフィス	東京都新宿区
本社ショールーム	東京都中野区
大阪プレゼンテーションルーム	大阪府大阪市
大利根物流センター	埼玉県加須市

② 子会社

株式会社サンライテック	兵庫県相生市
株式会社ライオンロジスティクス	東京都中野区
LION OFFICE PRODUCTS, INC.	米国カリフォルニア州ガーデナ市
福獅事務機器股份有限公司	台湾台北市信義路
福獅办公用品貿易有限公司	中国上海市

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業部門及び事業ユニットの名称	使用人数		前連結会計年度末比増減	
販売部門	279名	(61名)	8名増	(2名増)
販売店事業	96名	(35名)	1名減	(1名増)
エンタープライズ事業	135名	(17名)	9名増	(1名減)
文教事業	48名	(9名)	0名増	(2名増)
生産部門	44名	(12名)	0名増	(0名増)
物流部門	54名	(21名)	1名減	(2名減)
全社（共通）	110名	(33名)	5名増	(2名増)
合計	487名	(127名)	12名増	(2名増)

- (注) 1. 使用人数の（外書）は、嘱託と臨時使用人数であり、年間の平均人員で表示しております。
2. 当社グループは単一セグメントであるため、事業部門別及び事業ユニット別に記載しております。なお、EC事業は、全社横断的に取り組んでいるため、区分して記載しておりません。
3. 海外子会社はエンタープライズ事業に、国内子会社は生産部門又は物流部門に含めて記載しております。
4. 全社（共通）として記載している使用人数は、当社の人事総務、経営企画、財務、商品開発、調達等、特定の事業ユニットに区分できない部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
376名（94名）	13名増（4名増）	41.8歳	14.5年

- (注) 使用人数の（外書）は、嘱託と臨時使用人数であり、年間の平均人員で表示しております。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社みなど銀行	419
播州信用金庫	300
株式会社伊予銀行	150

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2025年10月15日付で、当社株式は東京証券取引所スタンダード市場(証券コード：423A)に新規上場しました。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
(2) 発行済株式の総数 29,900,000株 (自己株式31,775株を含む)
(3) 株主数 870名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株式会社大塚商会	12,000,000	40.18
福井 資	1,372,525	4.60
福井 靖	1,192,825	3.99
福井 務	1,098,550	3.68
株式会社みずほ銀行	844,000	2.83
ライオン事務器社員持株会	633,800	2.12
勝又 祐一郎	400,500	1.34
株式会社三井住友銀行	390,000	1.31
寺西 八	364,150	1.22
日本生命保険相互会社	332,500	1.11

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (31,775株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入しております。

③ 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2023年7月13日
新株予約権の数		26,761個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,676,100株 (新株予約権1個当たり 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 13,400円 (1株当たり 134円)
権利行使期間		2025年9月30日から 2033年7月13日まで
行使の条件		(注) 2.
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 12,000個 目的となる株式数 1,200,000株 保有者数 6名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を有することを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年9月30日現在)

地　　位	氏　　名	担　当　及　び　重　要　な　兼　職　の　状　況
代表取締役社長	高　橋　俊　泰	
代表取締役副社長	清　野　宏	LION OFFICE PRODUCTS, INC. President
取締役専務執行役員	鎌　田　龍　雄	販売店事業全国担当
取締役上席常務執行役員	茶　谷　英　二	経営管理本部長 経営企画部長 株式会社サンライテック取締役 LION OFFICE PRODUCTS, INC.取締役 福獅事務機器股份有限公司董事 福獅办公用品貿易有限公司董事
取締役常務執行役員	島　　徹	商品本部長 株式会社ライオンロジスティクス取締役 福獅事務機器股份有限公司董事長 福獅办公用品貿易有限公司董事長
取締役常務執行役員	大　庭　忠　良	営業本部長 ソリューション事業部長 特定非営利活動法人日本香港協会理事
取締役	水　沼　久　雄	
取締役	首　藤　正　治	大正大学地域創生学部教授 大正大学地域構想研究所顧問
常勤監査役	米　田　俊　朗	株式会社ライオンロジスティクス監査役 福獅事務機器股份有限公司監察人 福獅办公用品貿易有限公司監事
監査役	久　堀　好　之	久堀公認会計士事務所所長 株式会社サンライテック監査役
監査役	篠　島　裕　斗　志	島田法律事務所パートナー弁護士
監査役	畠　野　一　夫	株式会社大塚商会取締役兼上席執行役員経理財務部長 株式会社バーズ・コーポレーション社外監査役 R.Oホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 代表取締役高橋俊泰氏は、2025年5月31日に株式会社大塚商会特別顧問を退任しております。
2. 取締役鎌田龍雄氏は、2025年1月1日より取締役（非常勤）から取締役専務執行役員へ就任いたしました。
3. 取締役大庭忠良氏は、2025年1月1日より取締役上席執行役員から取締役常務執行役員へ就任いたしました。
4. 取締役のうち水沼久雄氏及び首藤正治氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役久堀好之氏、篠島裕斗志氏及び畠野一夫氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、久堀好之氏及び篠島裕斗志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役久堀好之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役篠島裕斗志氏は、弁護士として企業法務に関して相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役畠野一夫氏は、その他の関係会社での長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先の状況については上表に記載のとおりであります。当社との関係は以下のとおりであります。
- ① 監査役久堀好之氏の兼職先である株式会社サンライテックは当社と連結子会社の関係にあります。
 - ② 監査役畠野一夫氏の兼職先である株式会社大塚商会は当社の大株主であり、資本・業務提携をしております。
 - ③ その他の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 取締役を兼務しない執行役員の氏名等 (2025年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当
上席執行役員	山 名 則 之	経営管理本部副本部長 人事総務部長
上席執行役員	三 島 健 史	経営管理本部副本部長 情報システム部長
上席執行役員	伊 東 俊 哉	ナビリオン営業部長
上席執行役員	望 月 良 浩	ソリューション事業部副事業部長 (法人営業課担当)
上席執行役員	森 貴 文	財務部長
執行役員	相 馬 正 路	営業本部長 (販売店事業・文教事業担当)
執行役員	大 曾 根 要	営業本部販売店事業西日本担当
執行役員	並 木 稔	IT事業部長
執行役員	山 崎 光 弘	東日本事業部長 東京本店長
執行役員	高 松 英 則	社長室長
執行役員	富 永 和 男	大阪ソリューション営業部長
執行役員	高 橋 孝 次	特販営業部長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に對して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象となるなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数 (名)
		基 本 報 酉	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	106	106	—	6
監査役（社外監査役を除く）	13	13	—	1
社外取締役	12	12	—	2
社外監査役	11	11	—	2

(注) 1. 上記の人数は、無報酬社外監査役1名を除いております。

2. 取締役の金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を取締役会において定めており、その概要は取締役の責務に相応しい報酬とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、会社規模や役員員数を勘案し、当面、業績連動報酬は実施しないとしています。

基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針については、役位、職責、貢献度、在任年数、当社の業績、及び従業員給与水準も考慮し総合的に勘案しながら決定するものとしています。

非金銭報酬等はストックオプションとし、株主総会にて発行枠の決議を受けた後、取締役会にて詳細内容の発行決議を経て付与しております。支給する個数は、役位、職責、他社水準を考慮しながら、取締役会が総合的に勘案して決定しております。

取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会の決議によりそれぞれ決定されており、その各限度額の範囲内において、取締役の非金銭報酬は取締役会によって、監査役報酬は監査役の協議によって各人への配分を決定しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、2022年12月27日開催の株主総会において年額300百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役数は7名です。

また別枠で2022年12月27日開催の株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として、当社普通株式1,500,000株以内の範囲にて、ストックオプションとして新株予約権を発行可能と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役数は6名です。

当社監査役の報酬の額は、1992年6月29日開催の株主総会において年額60百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2024年12月26日開催の取締役会において代表取締役社長高橋俊泰が個人別の報酬等の具体的な案を作成し、監査役会の意見を踏まえて決定する旨の決議を行っております。これらの決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。なお当社取締役会は、決定権限の委任にあたり、経営管理本部長が当該決定に係る個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

(7) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	水沼久雄	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、主に出身分野である証券市場における専門的見地から必要な発言を適宜行い、特にガバナンスについて専門的な立場から監督、助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	首藤正治	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、販売業界における会社経営等と延岡市長3期の任期で培われた豊富な経験や幅広い見識を踏まえ当社の経営に関する必要な発言を適宜行い、特に営業戦略について専門的な立場から監督、助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	久堀好之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査役会18回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士の立場から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	笈島裕斗志	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会18回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制等について必要な発言を適宜行っております。
監査役	畠野一夫	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会18回全てに出席し、その他の関係会社の経理財務部長としての豊富な経験に基づき、監査に関する必要な情報等の発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の決議回数は除いております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 史彩監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	33百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、史彩監査法人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性、継続した相当な監査状況及び報酬の水準を評価し、適当であると判断したためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記(2)の金額をこれらの合計額で表示しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議事項とすることを決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 上記の業務の適正を確保するための体制については、下記のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、健全かつ公正な経営を推進するため、コンプライアンス及びリスク管理に関する体制の強化・推進に向けて内部統制システムを構築する。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、内部統制に対するコンプライアンス行動指針を制定し、それを全役職員に周知徹底させる。
- (2) 役職員が法令及び定款に違反する行為が行われていることを知った場合に相談又は通報できる、社外の弁護士を直接の情報受領者とする公益通報制度の整備、運用を行う。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告（取締役の意思決定又は取締役に対する報告等）に関しては、法令及び社内規則に基づき、適切に保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を総括する部門としてリスクを管理する部門を設置し、担当取締役を置く。リスクを管理する部門は、リスクに関する規程等を定め、リスク管理の構築及び運用を行う。
- (2) 不測の事態が生じた場合は、対策本部を設置し、情報を集約して、迅速かつ適切な対策を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について、審議、決議及び業務執行状況の監督を行う。
- (2) 迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、全執行役員が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の法令遵守体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- (2) 子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会において協議する。また、経営内容を的確に把握するために定期的に事業概況、経営状況等の報告を受ける。
- (3) 法令及び定款に適合することを確保するための内部監査は、当社の内部監査を担当する部門が関連規程に基づき実施する。

**⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に
関する体制**

- (1) 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じその人員を確保する。
- (2) 当該従業員が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該従業員の人事評価については、当初の人事考課制度による評価対象外とする。

**⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役の報告に関する体制
及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを
確保するための体制**

- (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、役職員から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (2) 役職員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- (3) 役職員は、監査役会の定めに従い、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

**⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行
について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用又は債務等が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と適宜意見交換を行うこととする。
- (2) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (3) 内部監査室は監査役と緊密な連携を保ち、監査役の要請に応じて調査を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役の職務執行に関する取組みの状況

当社の取締役会は、取締役 8 名で構成され、監査役 4 名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務執行を行っております。

② コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

③ 内部監査の実施に関する取組みの状況

内部監査計画に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。

④ 監査役の職務の執行に関する取組みの状況

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

本事業報告中の記載金額、年齢及び年数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 额	科 目		金 额
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		18,337	流 動 負 債		10,395
現 金 及 び 預 金		5,945	支 払 手 形 及 び 買 掛 金		7,277
受 取 手 形 及 び 売 掛 金		6,508	短 期 借 入 金		720
リ ー ス 投 資 資 産		7	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金		89
棚 卸 資 産		5,609	リ ー ス 債 務		27
そ の 他		266	未 払 金		508
貸 倒 引 当 金		△0	未 払 法 人 税 等		171
固 定 資 産		6,718	前 受 金		1,057
有 形 固 定 資 産		5,378	賞 与 引 当 金		384
建 物 及 び 構 築 物		819	そ の 他		158
機 械 装 置 及 び 運 搬 具		109	固 定 負 債		2,433
土 地		4,250	長 期 借 入 金		351
リ ー ス 資 産		58	リ ー ス 債 務		44
そ の 他		141	繰 延 税 金 負 債		4
無 形 固 定 資 産		448	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		674
そ の 他		448	退 職 給 付 に 係 る 負 債		715
投 資 そ の 他 の 資 産		890	長 期 前 受 金		328
投 資 有 価 証 券		255	資 産 除 去 債 務		89
長 期 前 渡 金		46	そ の 他		224
繰 延 税 金 資 産		268	負 債 合 計		12,829
そ の 他		321	純 資 産 の 部		
貸 倒 引 当 金		△0	株 主 資 本		10,738
資 产 合 計		25,056	資 本 剰 余 金		2,677
			利 益 剰 余 金		2,139
			自 己 株 式		5,926
			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		△3
					1,488
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		129
			土 地 再 評 価 差 額 金		1,243
			為 替 換 算 調 整 勘 定		119
			退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		△4
			純 資 産 合 計		12,226
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		25,056

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	37,022
売 上 原 価	27,964
売 上 総 利 益	9,058
販売費及び一般管理費	7,868
営 業 利 益	1,189
営 業 外 収 益	
受取利息及び受取配当金	11
受取地代家賃	66
為替差益	14
その他	27
	120
営 業 外 費 用	
支払利息	9
不動産賃貸原価	15
上場関連費用	5
その他	2
	33
経常利益	1,275
特 别 損 失	
減損損失	0
その他	1
	1
税金等調整前当期純利益	1,274
法人税、住民税及び事業税	326
法人税等還付税額	△0
法人税等調整額	35
当期純利益	361
親会社株主に帰属する当期純利益	912
	912

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 额	科 目		金 额
資 産	の 部		負 債	の 部	
流動資産		16,148	流动負債		9,270
現金及取扱	預 手形金	5,035	支 払 手形金		1,821
受売商前払	金 金	777	買 一 未 手形金		5,237
リ商前短期未	掛 手形金	5,601	未 手形金		16
渡 費	投 資	7	未 手形金		517
前 払	資 金	4,465	未 手形金		58
短 期	用 金	187	未 手形金		158
未 収	金 金	22	未 手形金		1,057
そ の 貸 倒	入 消 費	6	未 手形金		49
そ の 貸 倒	付 税	1	未 手形金		344
そ の 貸 倒	の 他	13	預 賞 与 引 当		8
そ の 貸 倒	の 他	30	の 他		
		△0			
固定資産		6,261	固定負債		1,845
有形固定資産		4,927	リース未払債務		18
建構工具、器具及び備	物 物 品	653	長期未払債務		14
土 地	地 產	4	再評価に係る延税金負債		328
リ 一 ス の	他	136	退職給付引当金		651
		4,106	長期預り保証金		614
		25	資産除去看債務		177
		0			38
無形固定資産		430	負債合計		11,115
商標	権	1	純資産の部		
ソフトラウア	権	341	株主資本		10,184
電話	入	22	資本剰余金		2,677
そ の の	他	64	資本準備金		2,138
投資その他の資産		903	益利		2,138
投資有価証券	券	236	益利		5,372
関係会社	株式	143	その他益利		200
出資	金	36	建物圧縮積立金		5,172
関係会社	社出資	24	別途積立金		52
長 期	貸付	21	繰越利益剰余金		100
破産更生前渡	債權	0	自己株式		5,019
長 期	用 金	46			△3
敷差延税の金	保 証	7			
そ 貸	の 他	39	評価・換算差額等		1,109
そ 貸	の 他	63	その他有価証券評価差額金		121
		275	土地再評価差額金		988
		8			
		△0	純資産合計		11,293
資産合計		22,409	負債及び純資産合計		22,409

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

科 目							金額
売 上 原 価							36,114
商 品 期 首 棚 卸 高							2,979
当 期 商 品 仕 入 高							29,214
合 計							32,193
他 勘 定 振 替 高							27
商 品 期 末 棚 卸 高							4,465
売 上 原 価 合 計							27,700
売 上 総 利 益							8,413
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							7,337
営 業 利 益							1,076
営 業 外 収 益							
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金							12
受 取 地 代 家 賃							78
為 替 差 益							12
そ の 他							17
営 業 外 費 用							121
不 動 産 貸 原 価							15
上 場 関 連 費							5
そ の 他							1
経 常 利 益							22
税 引 前 当 期 純 利 益							1,174
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税							295
法 人 税 等 還 付 税							△0
法 人 税 等 調 整 額							30
当 期 純 利 益							326
当 期 純 利 益							848

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月19日

株式会社ライオン事務器
取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 肇
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 西田 友洋
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライオン事務器の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライオン事務器及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月19日

株式会社ライオン事務器
取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 肇
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 西田 友洋
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライオン事務器の2024年10月1日から2025年9月30日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30までの第125期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

株式会社ライオン事務器 監査役会

常勤監査役	米田俊朗	㊞
社外監査役	久堀好之	㊞
社外監査役	篠島裕斗志	㊞
社外監査役	畠野一夫	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の経営環境等を勘案しました結果、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の経営環境等を勘案しました結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 5円 配当総額 149,341,125円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年12月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案**取締役1名選任の件**

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位	
もり 森 貴文	上席執行役員	新任
新任 新任取締役候補者		

もり たか ふみ
森 貴 文

(1973年12月3日生)

新任

略歴、当社における地位及び担当

- 1998年10月 有限公司監査法人トーマツ入所
2020年10月 当社入社
当社財務部長
2023年1月 当社執行役員財務部長
2025年1月 当社上席執行役員財務部長（現任）

重要な兼職の状況：株式会社ライオングロジスティクス取締役

所有する当社の株式数：0株

取締役候補者とした理由

同氏は監査法人及び当社の上席執行役員財務部長として培った豊富な業務経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。新任候補者の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
3. 「所有する当社の株式数」については、2025年9月30日現在の所有株式数を記載しております。

以 上

ショールームのご案内

当社では、完全予約制でショールームを運営しております。

詳しくはこちらを
ご覧ください。



東京ショールーム

WORK PALETTE



オフィスという概念が大きく変化している現在。多様化する働き方のあらゆるニーズに応え、働く場所を快適にするためのご提案をする場です。

住 所：東京都中野区東中野 2-6-11

営業時間：9時～17時

休 館 日：土・日・祝日、夏季休業日、年末年始



大阪プレゼンテーションルーム

soLid LABO



「soLid LABO（ソリッドラボ）」は、ふんわりしたイメージを、確固たるもの（=solid）へと変化させていくことを目的とした提案の場です。

住 所：大阪府大阪市中央区道修町1-7-1

北浜コニシビル1階

営業時間：9時～17時

休 館 日：土・日・祝日、夏季休業日、年末年始



株主総会会場ご案内図

会場

中野セントラルパークカンファレンス 地下1階 ホールA・B

東京都中野区中野四丁目10番2号 中野セントラルパーク サウス

(開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。)



交通

JR中央線、JR総武線、東京メトロ東西線「中野」駅より徒歩5分

